## 熊本県議会

## 道州制問題等調查特別委員会会議記録

平成22年6月15日

開会中

場所 第 1 委 員 会 室

## 第 18 回 熊本県議会道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成22年6月15日(火曜日)

午前10時02分開議午前11時40分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 道州制について
- (2) 地方分権改革について
- (3) 政令指定都市について
- (4) 閉会中の継続審査事件について

出席委員(15人)

委員長 藤川 隆 夫 副委員長 九 谷 弘一 委 員 児 玉 文 雄 博 己 委 員竹 委 員 前 Ш 收 員 馬 委 場 成志 委 宏 員 堤 泰 委 員 松 田 三 郎 委 員 溝 幸治 委 員西 聖 委 員早 順一 田 委 員 濱 大 造 田 委 員内 野 幸喜 委 員 髙 野 洋 介 委 員 増 永 慎一郎

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部長松山 正明 次長楢木野史貴

首席総務審議員兼

人事課長 豊 田 祐 一 財政課長 小 林 弘 史

税務課長 出 田 貴 康

市町村総室長 小 嶋 一 誠

市町村総室副総室長 能 登 哲 也

企画振興部

次 長 河 野 靖

企画課長 坂 本 浩

健康福祉部

健康福祉政策課長 吉 田 勝 也環境生活部

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 村 井 浩 一

商工観光労働部

商工政策課長 田 中 信 行

農林水産部

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 白 濵 良 一

土木部

首席土木審議員兼

監理課長 古 里 政 信

教育委員会事務局

首席教育審議員兼

教育政策課長 松 永 正 男

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 後 藤 勝 雄 議事課課長補佐 徳 永 和 彦

午前10時02分開議

○藤川隆夫委員長 ただいまから、第18回道 州制問題等調査特別委員会を開催します。

本日の委員会に5名の傍聴申し込みがありましたので、これを許可したいと思います。

今回は、執行部を交えた最初の委員会でありますので、執行部を代表して、総務部長に あいさつをお願いいたします。 ○松山総務部長 執行部を代表いたしまして、ごあいさつを申し上げます。

この道州制問題等調査特別委員会におきましては、平成19年度の設置以来、道州制、地方分権改革、政令指定都市などの各問題について御審議をいただいているところでございます。

付託案件の現在の状況を申し上げますと、 道州制につきまして政権交代後、特に大きな 動きはございませんが、今後、策定予定の地 域主権戦略大綱に道州制に関する議論を盛り 込みたいとの意向を原口総務大臣が示されて おるところでございます。

九州におきましては、5月に開催されました九州地方知事会議におきまして、国の出先機関改革に伴う事務の受け入れ態勢について、道州制を念頭に置いた議論が行われておりまして、今後、九州知事会として広域連携体制の具体化に向けて検討が進められていくということになっております。

次に地方分権改革でございますが、政府の地域主権戦略会議において義務づけ、枠づけの見直し、一括交付金、国の出先機関改革などについての議論が進められているところでございます。しかしながら、今国会に提出されております地域主権推進一括法案や、国と地方の協議の場に関する法案につきましては今国会中の成立が非常に厳しく、今後の取り扱いも不透明な状況となっているところでございます。今後の国の動向を注視しながら対応してまいりたいと思っております。

政令指定都市につきましては、熊本市では 平成24年4月の政令市移行を目標に、行政区 及び区役所の位置を決定するなど、準備が本 格化してきたところでございます。県といた しましても、熊本市への権限移譲の推進や総 務省への説明対応など、熊本市と連携しての 取り組みを積極的に進めてまいりたいと考え ております。

付託案件につきましての大きな動きは、以

上のとおりでございます。

初回となります本日の委員会では、道州制 や地方分権改革のこれまでの経緯や最近の動 向、政令指定都市実現に向けての動きなどに ついて、この後御説明をさせていただきたい と思います。

今後、国の出先機関改革や国から地方への 権限移譲など、地方分権の実現に向けた取り 組みが具体化していくものと思われますが、 本県におきましても九州新幹線の全線開業や 熊本市の政令市移行など大きな転換点を迎え ておりまして、九州における熊本の拠点性を 高めていくための取り組みをさらに進めてい く必要があると考えているところでございま す。

執行部といたしましても、新たな体制で精いっぱい頑張りたいと思いますので、どうぞ 1年間よろしくお願い申し上げます。

○藤川隆夫委員長 引き続き執行部から、配付されている名簿の順に自己紹介をお願いいたします。

(松山総務部長、楢木野総務部次長、豊田首席総務審議員兼人事課長、小林財政課長、出田税務課長、小嶋市町村総室長、能登市町村総室副総室長、河野企画振興部次長、坂本企画課長、吉田健康福祉政策課長、村井環境政策課政策調整審議員、田中商工政策課長、白濱首席農林水産審議員兼農林水産政策課長、古里首席土木審議員兼監理課長、松永首席教育審議員兼教育政策課長の順に自己紹介)

○藤川隆夫委員長 それでは、審議に入ります。

本委員会に付託されている調査事件は、道 州制に関する件、地方分権改革に関する件、 政令指定都市に関する件であります。

まず執行部から説明の後、一括して審議を 行いたいと思います。説明に当たっては、可 能な限り簡潔にお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って順次説明 をお願いします。

議第1及び2について、坂本企画課長より お願いします。

## ○坂本企画課長 企画課です。

まず、道州制関係について御報告させてい ただきます。お手元の資料1ページをお開き ください。

道州制関係の動きを一覧にしております。 ゴシック文字の部分が、前委員会後の新しい 動きになります。

3月24日に総務省と日本経団連との第2回 道州制作業部会が開催され、5月19日に政策 プラットフォーム会合が開催されておりま す。

次のページの下から2番目が、3月24日の 第2回タスクフォースの内容になりますが、 関西経済連合会から出席があって、関西広域 連合の設立準備状況について報告があった模 様です。

1番下に記載しております政策プラットフォーム会合ですが、これはタスクフォース上部会合として位置づけられているものです。ここで原口総務大臣が、道州制推進基本法の来年の通常国会提出も視野に、地域主権戦略大綱に道州制の議論を盛り込むことを表明されております。

次に、3ページをお開きください。

全国知事会における道州制に関する検討状況について、まとめたものです。

道州制に関する基本的考え方が取りまとめられた平成19年1月18日以降について、簡単にまとめております。

直近の動きといたしましては、1番下に記載しておりますが、第7回道州の組織実現に関するPTが3月23日に開催されております

その概要について、次の4ページで御説明

いたします。

このPTでは、道州の組織機構のあり方について検討していますが、今回のポイントを中ほどから下の部分に報告案の概要としてまとめております。

道州組織機構を制度設計する上での原理・ 原則として、長と議員の直接公選、道州の自 主組織権の尊重などを挙げ、自主組織権につ いての考え方としては、地方自治の本旨に基 づき法律の関与を最小限にとどめ、できる限 り道州条例に委ねるべきとしています。

中でも、1番下のマルポツのところになりますが、現在の都道府県に比べて組織機構面で考慮すべき事項として、道州の組織規模が大きくなるため、行政運営の公正・透明性を確保する見地から、監査機関の独立性を担保すること、また自治立法権の拡大に伴い、道州には質的にも量的にも高い立法処理能力が求められることから、長の側にも議会の側にも、それ相応の立法補佐機関を整備すること、さらに道州は広い行政区域を管轄し、より大きな人口規模を抱えることとなることから、道州と基礎自治体との道州内協議会の設置の必要性があること、などについて整理されております。

次に、5ページです。

九州での動きを、取りまとめております。 今年度に入ってからの動きとしまして、下から2番目、5月12日ですが、九州市長会において九州府推進機構準備検討委員会が設立されております。2012年5月をめどに報告書をまとめ、2016年の九州府誕生を目指しておられるようです。なお、委員長には幸山政史熊本市長が選出されています。

1番下、5月25日ですが、長崎で開催されました九州地方知事会で、国の出先機関廃止に伴う受け皿及び道州制についての議論がありました。このことにつきましては、次の6ページに整理しております。

6ページの1番下に記載しておりますよう

に、4月6日の全国知事会議で麻生会長発言 により、各ブロック知事会で検討することに なっていたものです。国の出先機関原則廃止 PTでの検討内容については、この後の地方 分権改革関係で説明させていただくこととし まして、九州知事会での議論、6ページの上 段に戻りますと、当初、国の出先機関原則廃 止への対応方法といった視点から、道路や河 川についての個別の議論になりました。しか し、本県知事が、将来の道州制につながるよ うな広域行政組織を目指すべきであるという 提案をしたことによって、道州制のステップ となるような新たな組織の検討という方向 で、九州知事会として意見の一致を見たもの です。このことは、既に今議会の一般質問で 知事が答弁しているとおりです。

今後、九州地方知事会の「道州制等都道府 県のあり方を考える研究会」で検討してまい ります。

道州制関係の説明は、以上です。

引き続きまして、地方分権関係について御報告いたします。9ページを、お開きください。まず、これまでの経過を簡単にまとめております。

第2次の地方分権改革は、平成18年の地方 分権改革推進法の成立によりスタートしまし た。この法律は、平成22年3月末までの時限 立法であり、既に失効しております。平成19 年4月に設置された地方分権改革推進委員会 は、平成20年5月に第1次勧告、12月に第2 次勧告、そして政権交代後の平成21年10月に は第3次勧告、11月に第4次勧告を行い、12 月には地方分権改革推進計画が閣議決定され たところです。

この地方分権改革推進計画は、鳩山内閣の 地域主権改革の第1弾と位置づけられ、地域 主権戦略会議を中心に検討、具体化し実行に 移すこととされました。

ページ右の部分に、直近の動きと今後の動きを示しておりますが、既に地域主権戦略会

議は5回開催されております。

実は昨日、第6回が開催される予定でしたが、開催されませんでした。この件につきましては、この後の地域主権戦略大綱のところで若干触れさせていただきたいと思っております。

その下の、今国会で提出されている法案の 状況ですが、前年度中に予算に関連する法案 である「国の直轄事業にかかる都道府県等の 維持管理負担金の廃止等のための関係法律の 整備に関する法律」が成立した以外は、他の 3法案は参議院を通過し、現在、衆議院で審 議中です。このことについては、地方6団体 から国に対して、地域主権関連3法案の今国 会中の成立を強く求める緊急声明が、5月21 日に引き続いて6月10日にも出されていると ころですが、今のところ成立は極めて厳しい という状況です。

今後の動きですが、ことし夏ごろには地域 主権戦略大綱が策定される予定、年が明けた 平成23年通常国会には、第2次の地域主権推 進一括法案が提出される予定とされていま す。

10ページに、地域主権戦略の工程表、いわゆる原口プランを載せております。今申し上げたような工程となっております。

繰り返しになりますが、法案の時期についてだけ再度、この工程表で確認させていただきたいと思います。

21年度3月あたりを縦にごらんいただきますと、まず「地域主権推進一括法案(第1次)(戦略会議の設置)、(義務付け・枠付けの見直し))とあります。これが、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」です。

下がりまして、中ほどに予算関連の欄に関連法案とありますが、これが既に成立した「国の直轄事業にかかる都道府県等の維持管理負担金の廃止のための関係法律の整備に関する法律」です。

2段ほど下に「法案」とありますが、「地 方自治法の一部を改正する法律案」です。

最後、1番下の「法制化」とありますが、 「国と地方の協議の場に関する法律案」で す。

それでは、11ページをお願いいたします。 ただいま申し上げました、地域主権改革関連2法案の概要について御説明いたします。

順序はちょっと逆になりますが、まず右側に記載されております、2の「国と地方の協議の場に関する法律案」ですが、これについては2月議会の当委員会で議論いただきまして、審議の結果、3月24日付で県議会議長から衆議院議長ほか宛ての意見書を提出されたところです。

次に、左側の「地域主権改革の推進を図る ための関係法律の整備に関する法律案」について、御説明します。内容は、2つです。

1つは、現在、閣議決定で設置されている 地域主権戦略会議を、内閣府設置法の一部改 正により法的に位置づけ設置するということ です。

2つ目は、「義務付け・枠付けの見直し」ですが、地方分権改革推進計画に基づき、関係41法案を一括改正するというものです。この義務付け・枠付けにかかる一括改正の内容については、次の12ページに概要を示しております。ポイントは、3つです。

1、施設・公物設置管理の基準の見直し、 2、協議、許認可等の見直し、3、計画策定 義務規定等の見直しです。

1の、施設・公物設置管理の基準については、現在、政省令で規定しているものを条例で規定することとし、政省令は条例制定の基準とするよう見直すものです。

2の、協議、許認可等については、例えば 認可が必要だった手続きについて、届け出や 事後報告にする、あるいは事前協議を廃止す るなどの見直しです。

3の、計画策定及びその手続きについてで

すが、法で計画の策定義務を規定していたものを、その規定そのものを廃止する、あるいはつくることが「できる」といった規定にするなどの見直しです。

続いて、13ページをお開きください。

ここから3ページにわたって、「地域主権 戦略大綱骨子案」を掲載しております。

先ほども申し上げましたが、けさの新聞各紙の報道によりますと、昨日、地域主権戦略会議が開催され、地域主権戦略大綱素案が示される予定でした。その内容は、既に若干は報道されているようですが、まだ素案の正式な資料は公表されておりません。取りあえず、この5月24日の第5回地域主権戦略会議資料をもとに御説明したいと思います。

13、14ページは、理念、課題、今後の工程などについてですが、14ページの中ほどに主な課題が4つ提示されております。「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」、「基礎自治体への権限移譲」、「ひも付き補助金の一括交付金化」、「国の出先機関の抜本的な改革」です。

めくっていただいて、15ページをごらんください。4つの課題が、それぞれ柱立てをされることになります。ここでは、骨子案ということで、まだ何も示されておりませんが、具体的にはこういった柱立てごとに詳しく記述されることになると思われます。

なお、「※」で記載されております部分は、5月24日の地域主権戦略会議時点で、「義務付け・枠付け見直し取り組み状況」として報告があった情報数を記載しております。検討対象751条項に対して、見直しを実施するとの回答があったもの536条項となっております。また、基礎自治体への権限移譲としては、検討対象384条項に対して権限移譲を行うと回答があったものは207条項という状況でございます。今後さらに、この数はふえていくべきものと思っております。

最終的には地方自治法を抜本的に見直し、

地方政府基本法を制定するという考えも示さ れておりますが、資料としてはここに記載し ております以上の情報は、まだ得ておりませ ん。

この第5回の地域主権戦略会議で大綱骨子 案が示されて以降、地方6団体としては6月 4日に出した「新内閣発足に向けた共同声 明」の中で、真の地方分権の確立のために不 可欠である地域主権戦略大綱を、地方からの 意見を踏まえ速やかに決定することを訴えて おります。

また、6月10日には、地方6団体として地 方税財源の充実確保などを内容とした地域主 権戦略大綱についての意見を、原口総務大臣 に提出しています。そして、この意見は地域 主権戦略会議に提出予定であったとされてい ます。昨日開催される予定だった地域主権戦 略会議が開催されなかった経緯は承知してお りませんが、地方の意見を十分反映させてい ただくためには、当初6月中を目指していた 地域主権戦略大綱の閣議決定時期は、新聞報 道のように先送りされることとならざるを得 ないだろうと思っております。

次に16ページです。これも5月24日の地域主権戦略会議での資料になりますが、一括交付金の担当主査であります神野直彦関西学院大学教授による試案です。試案では、一括交付金制度は地域が自己決定できる財源としてデザインされなければならないとして、各省庁の枠を越え、できる限り大きい括りとすることや、条件不利地域等に配慮した配分とすることなどが盛り込まれています。この方向性は、本県の従来の主張にもおおむね沿ったものであると思っております。しかし、さらなる検討が必要な部分もあると考えており、その点については今議会の一般質問において企画振興部長が答弁したとおりです。

既に、全国知事会としても6月4日に一括 交付金の総額については、現行の補助金等と 同額を確保すること等を内容とした意見書を 提出しているところです。

いずれにしても、具体的制度設計については、国と地方の協議の場等において地方と協議するとされております。

最後に、国の出先機関の原則廃止に向けた動きについて御報告いたします。地域主権戦略会議においては、北川正恭早稲田大学教授が主査として取りまとめられることになっておりますが、ここでは全国知事会の「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」が検討している中身を御報告いたします。

17ページになります。4月6日の全国知事 会で報告されたものです。基本的な考え方 は、国の出先機関が肥大化し弊害が出てお り、それを除去するために国の出先機関を廃 止しなければならないということです。検討 の前提条件として最も重要なことは、2の② で挙げておりますが、財源は当然保証される べきとしています。その上で、国に残す事務 は、真に国が担うべき事務に極限するという 方針をとっています。そして、これまで長く 積み重ねてきた議論、検討結果を出発点にす るということで、次の18ページ左上になりま すが、「2. 対象機関・事務の考え方」のと ころにありますように、地方分権改革推進委 員会等の検討成果を出発点に、8府省15系統 17機関を対象に事務の仕分けを行うこととし ています。その仕分けの考え方は、企画・立 案機能も当然に移管し、廃止すべきものは廃 止、民営化すべきものは民営化するというも のです。

今後、具体的な仕分け作業により、国の出 先機関の事務権限をさらに精査していくこと になります。

なお、最終報告で出た検討課題として、下から2番目の丸のところで、受け入れ体制(広域連携等のあり方)とされていますが、これにつきましては次の19ページをお開きください。

「国の出先機関原則廃止РТ」の4月15日

の資料になりますが、ここで示された基本的 考え方は、「出先機関の事務は原則県に移管 する」、「県で担えない事務については広域連 合制度の活用と都道府県間連携を検討する」 ということです。さらに、具体的なイメージ が表で示してあるところです。

ただ、本県知事が九州知事会で提案したことは、単に県で担えるか担えないかといった議論で受け皿を考えるのではなく、いずれにしろ必要となる広域連携による受け皿組織については道州制のステップとしてとらえること、また既存の広域連合制度が手続き的に煩雑等の問題があるのであれば、新法も含め新しい制度を模索することということであり、その方向で九州知事会としての意見の一致をみているところです。

分権関係の説明は、以上でございます。

○小嶋市町村総室長 市町村総室の小嶋でご ざいます。よろしくお願いいたします。着座 のまま、御説明申し上げます。

それでは、報告資料の20ページをお願いいたします。市町村総室からは、お手元の資料をもとに政令指定都市制度の概要とこれまでの取り組み状況、さらに今後の取り組み予定等につきまして御説明申し上げます。21ページを、お開きいただきたいと思います。

大きな1でございますが、政令市制度の概要につきまして簡単に書いております。

(1)制度の意義のところでございますが、 大都市における行政需要の増大に対応し、広 範な行政サービス提供のために、地方自治法 等で特例を設けまして、市民生活にかかわり の深い事務権限を都道府県から移譲する制度 でございまして、昭和31年に創設されたもの でございます。

(2)指定の要件でございますが、①人口要件。従来の要件といたしましては、地方自治法の中に規定がございまして、政令で指定する人口50万人以上の市と規定されてございま

す。これまでの指定状況から見ますと、人口 100万人以上または近い将来これを超える見 込みの80万人以上の市がこれまで指定されて きたところでございます。

その次でございますが、括弧の市町村合併 支援プランに基づく指定の特例というところ でございます。国が平成の市町村合併を推進 するために、平成13年に策定をいたしました 市町村合併支援プランの中で、平成17年3月 までの合併に限って、大規模な市町村合併が 行われ、かつ合併関係市町村及び関係都道府 県の要望がある場合には、政令指定都市の弾 力的な指定を検討することとされました。人 口要件としましては、当時話題に上っており ました静岡市を1つの目安に、実質的に70万 人程度というような形で、緩和されたところ でございます。この特例につきましては、合 併新法下における合併につきましても、引き 続き適用されておりまして、22年3月末まで の合併には、適用することとなっておるとこ ろでございます。

②の、都市機能・行政能力要件でございます。人口要件を満たすとともに、対象となる合併市が既存の政令市と同様の都市機能や行財政能力を備えているかどうかというのも、メルクマールになるとされておりまして、その下に5つほど掲げておりますけれども、大都市としての中核性、将来性、都市的形態、大都市経営能力、行政区の設置、区の事務処理体制、県と市の意見が一致していることなどが1つのメルクマールになっているところでございます。

22ページを、お願いいたします。22ページの(3)は指定の手続きでございまして、政令指定の手続きにつきましては特に法令等により規定がございませんことから、これまでに政令市に指定された都市を参考にいたしますと、当該市の内部での基礎的な検討段階から、行政区割りや区役所の場所の決定、県から市への権限移譲の協議確定、政令市として

の将来ビジョンの策定等々を経まして、国への事前説明等を行ってまいります。その中で熟度が上がってまいりますと、市議会におきます政令市実現に向けて意見書議決や知事及び県議会に対する実現要望等がなされまして、それを受けました形で県議会における指定促進の意見書議決や県から国への要望、並びに政令指定都市の必要性につきまして、最終的に関係省庁等の説明がなされまして、閣議決定、政令公布という流れとなっているところでございます。近年の例によりますと、合併からおおむね2年程度の期間を要しているところでございます。

(4)は先進事例ということでございまして、平成22年4月1日現在、19都市が政令市として指定をされてございまして、大きく黒で囲ってございますが、静岡、堺、新潟、浜松、岡山、相模原というのが合併特例によりまして政令市に移行したところでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

Ⅱでございますが、政令市移行に向けたこれまでの取り組みというところでございます。

(1)政令市を目指した市町村合併の動きということで、①に旧合併特例法下のことを書いております。

熊本市におきましては、近隣町との合併を 模索されましたけれども、周辺地域に熊本市 との合併に難色を示されまして、最終的には 合併成就には至らなかったところでございま す。

②の、新合併特例法下におきましては、も う御案内のとおりでございますけれども、県 が定めます市町村合併推進構想の中に熊本市 の政令市移行の必要性を明記し、具体的な組 み合わせを構想に追加をいたしまして、知事 を本部長とする熊本県政令指定都市市町村合 併推進本部を設置するなど、熊本市と近隣町 との合併を支援してきたところでございま す。

また、熊本市が中心となりまして、都市圏 16市町村とともに熊本都市圏が目指すべき将来の姿を盛り込みましたビジョンを策定するなど、近隣市町との合併の推進に取り組んでこられ、その結果20年10月には富合町、22年3月には城南町及び植木町との合併が成就をいたしまして、人口73万人の新熊本市となっているところでございます。

(2)でございますが、県から市への事務権限移譲でございます。

昨年の10月、城南町と植木町が熊本市に編入する廃置分合につきまして、総務大臣告示が行われ合併が正式に決定したことを受けまして、県と市で部・局長クラスによります政令指定都市移行県市連絡会議を設置いたしておりまして、事務権限移譲に向けての協議に着手したところでございます。その後、協議はおおむね順調に進んでおりまして、協議対象とした343事務のうち、22年3月末時点で移譲する方向で整理をしております事務が270事務ということで、全体の8割程度の整理を今終わっているところでございます。

その具体的な内訳につきましては、24ページの表をごらんいただきますと、そこの表頭でございますが、法令必須事務、法令任意事務、要綱・通知等による事務、それから県が定めます事務処理特例条例等による移譲対象事務をそれぞれ掲げておりまして、合計のところを343事務、移譲可としておりますところが270事務ということになっております。

また、移譲可とした主な事務につきましては、それぞれ参考資料の中に詳しいところを付けておりますけれども、法令必須の中では、そこに4つほど例示をしておりますけれども、精神保健福祉センター設置に関する事務あるいは国県道の路線認定、新築・改築等の事務、県費負担教職員の任免、給与の決定に関する事務、あるいは法令では任意とされている事務につきましては、そこに書いてご

ざいますように福祉関係の施設の設置事務、 中心市街地活性化に関する事務などにつきま して、このあたりのところはもう既に整理を 終わっているというところでございます。

あと残されております主な事務ということで、その下に書いておりますが全体では73事務ほど残っておるわけでございますが、法令任意の中では河川管理に関する事務、要綱・通知等の中では連続立体交差事業に関する事務、事務処理特例関係では農地転用の許可に関する事務等がまだ今のところ残っているところでございます。

次に、25ページの(3)をごらんいただきますと、熊本市における行政区の区割りなどということでございますが、市長の諮問機関でございます熊本市行政区画等審議会、昨年の9月に設置されているところでございますが、昨年来9回に及びます審議の結果、5区制及び市役所の位置につきまして本年4月に市長への答申がなされ、熊本市では答申案を踏まえまして5月7日に区割りと区役所の位置につきまして一応方針を固められまして、その後5月21日開催の市議会におきまして区役所整備に関する予算案が議決されたところでございます。

その後、政令指定都市実現に関する市の特別委員会から提出されておりました一部出張所の機能拡充等の意見を踏まえまして、5月31日に最終方針が決定されているところでございます。

その下に、区域及び区役所の位置というところで、上の方からA、B、C、D、Eという形で、まだ区の名称が固まっておりませんので仮称になっておりますが、それぞれ5つに分けました区域と小学校区を明示しまして、区役所の位置につきましてもそれぞれ決まっておるところでございますが、26ページに地図になっておりますので、それをごらんいただきますと、上の方から地図の中ほどに黒い太線で区の境界を示してございますが、

それぞれの地図の中に入っております名称は 小学校区ということでございます。

1番上の方、北の方をごらんいただきますと、植木というところに黒い丸が付いておりますが、ここがそのA区の区役所の場所ということで、一応今のところ植木の総合支所となっているというところで、人口14万5,000人余、面積につきまして115平方キロメートル余という形で、それぞれあと4つにつきましても記載のとおりでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

Ⅲは、今後の取り組み予定というところで ございます。

(1) 主なスケジュール(想定) と書いてござ います。先ほど御説明いたしました手続きが きちっと明定されておりませんので、それぞ れ先行市の手続きを念頭に置きまして、24年 4月の政令市移行を熊本市は目標にされてお りますので、それを念頭に置きますと、以下 のようなスケジュールによる取り組みという ことになるのではないかと想定しているとこ ろでございます。22年6月以降というふうに 書いてございますが、総務省への事前説明、 これにつきましては①、その下の中ほどでご ざいますが、書いておりますけれども、県と 熊本市が連携をいたしまして、熊本市が政令 市としての要件を充足していることについ て、先ほど申し上げましたようなメルクマー ルに沿って、総務省に対して説明を行ってま いるという形になります。

主な説明項目といたしましては、人口要件の方は一応満たしてございますので、政令市そのものの位置づけや認識等につきまして、これまでの政令市と大きな認識の変化は国の方にはないかと思いますので、熊本市が掲げておりますビジョンあるいは県からの事務権限移譲も含めまして、大都市特有の行政需要に対して十分対応できる、そのようなところを説明していかなくてはならない、そんなふうに考えているところでございます。

上のスケジュールの方にもう1回戻っていただきますと、22年の10月から12月ごろ、秋口から年末にかけまして、県から市への事務権限移譲にかかる県市基本協定の締結というものが想定されているところでございます。これにつきましては②のところをごらんいただきますと、県としましては343の事務の中で、現在継続して協議をやっております73事務につきましても、政令市となる熊本市ができるだけ多くの事務権限の移譲を受けまして、より充実した行政サービスが提供できるように協議を進めていくこととしておりまして、遅くとも年内にはこの県市の基本協定締結まで進めてまいる予定としているところでございます。

また上の方にお戻りいただきますと、そうしたところが大体目鼻がついてまいりますと、22年の年末から23年の頭にかけまして、市議会における要望書等の議決、市の方から県並びに県議会に対して要望書の御提出、そして県議会におきまして熊本市の政令市指定に関する国への要望書の議決ないしは県から国に対しての要望書の提出等が必要になってくるのではということで、そこに予定として掲げさせていただいているところでございます。それにつきましては、③のところに同じ内容をちょっと書いているところでございます。

それを受けまして、23年10月ごろまでには 国におきます政令市移行の閣議決定、政令公 布ということをいただきまして、24年4月の 政令市移行の目標にたどり着く、そのような ことを予想を立てまして今取り組みを進めて いるところでございます。以上でございま す。

○藤川隆夫委員長 以上で執行部からの説明 を終わりましたので、これより質疑に入りま す。

まず議題1の道州制関係及び2の地方分権

改革関係の質疑を行いたいと思います。質疑 はありませんでしょうか。

○前川收委員 2の地方分権関係のことで質 問したいと思いますが、一括交付金化の話で ありますけれども、まだ使途については余り ひもを付けないというんですか、色は付くけ れどもひもは付かないという話でありますけ れども、とにかく地方の裁量を優先しなが ら、使途について制限がないような形での使 い方ができるような交付金化をしたいという 趣旨は、よくわかります。わかりますが、一 方で、ではその交付金はどうやって積み上げ るのか、熊本県に交付される交付金の額の根 拠がどうなるのか。先ほどの全国知事会の話 では、補助金の総額にしてほしいという話が 出たという話を聞いていますが、補助金の総 額というのは、例えば来年から……、補助金 は今余りないですね、交付金化されてしまっ ていますから、去年の補助金の総額がずうっ と未来永劫残るんですかという話になると、 それは違うわけでしょう。毎年変わってくる わけですからね。ですから、要するに来年ぐ らいから補助金の総額、補助金はないわけで すから、ないやつの総額をどうやって積み上 げるのかがよくわからないというのが1つで すね。

それともう1つ。例えば国に対して3桁国 道や県道もそうですけれども、国庫補助事業 というのがたくさんございます。国庫補助事 業をうまく使わなければいけないというの は、我々もよく考えて動くんですけれども、 その国庫補助事業に載るか載らないかの認定 というのは、今でもそれぞれの所管官庁が、 これはこの事業は国庫補助事業でいいです よ、この事業は国庫補助事業の要件に当たり ませんよという判定をされてくるわけです ね。その判定は残るのか。つまり一括交付金 はどこに使ってもいいですよ、何に使っても いいですよという裁量は認めます。しかし、 例えば県道だって国道だって、さまざまな事業の国庫補助要件的なものは残るとすれば、 金は自由に使え、つくるのはこういう道しかだめだという形に結局なるというふうに思うんですけれども、それがどう整理されているのか。

それともう1つは、ことしも公共事業に関する話だったか、社会資本整備一括交付金という話がありましたけれども、これはどういう根拠でなされたのか。つまり、この一括交付金等、今ここで議論されているのはまだ決まってないという話ですけれども、既にことしから社会資本整備一括交付金というのは、既に出ているわけですね、予算化されているわけです。それは、どうやって積み上げられているのか。これとは、また違うとは思いますけれども、しかし来年からは統合されるんだろうと思いますけれども、その辺の位置づけの違いについてちょっと教えてください。

○坂本企画課長 まず、全国知事会からの「一括交付金の基本的な考え方に対する全国知事会の考え方」という提出資料ですが、これは正確な表現をちょっと読んでみますと、一括交付金の総額については、一括交付金の対象となる現行の補助金等と同額を確保すること、ということで、このことで減らされることがないようにというのを、こういう表現の仕方をしたものだと思っております。

もう1つ、続きまして、どういう積み上げ 方をするのかというのは、16ページの神野試 案を見ていただきますと、「総額については 対象となる補助金の必要額により設定」とい う表現だけでございます。たぶん、この表現 からいくと、積み上げ方式になるのだろうと いう想像はしておりますが、そうなると、御 指摘があったように国の箇所づけだとか、そ ういうのはどうなるのかというのが1番大き な気がかりですが、国の関与の仕方として は、国の箇所づけ廃止など国の事前関与を縮 小するということで、今想定されているイメージは、国の関与をできる限り排除した上で、必要な額を認めていただいて、今までの総額を確保するというような、我々からしたら非常にいい話が繰り返し述べられております。

あとは、制度設計をするに当たって地方と 十分協議をする、国と地方の協議の場等にお いて十分協議をして制度設計をしていくとい うふうな書き方になっております。

○前川收委員 さっきおっしゃったことで非 常に気になったのは、従来の補助金総額の積 み上げでやってほしいと全国知事会がおっし やっているということは、いわゆる、今言い ました箇所づけ等々に関係がある事業採択要 件は残る、つまり、この県道を改良したい、 その際には道路構造令というのがあって、車 道が何メーター、歩道がどしこ、この構造に のっとる道であるならば、また、B/C (費 用便益化) も関係があるかもしれませんね。 これはいわゆる国庫補助事業として載せまし ょう、これに載らないやつは単県でやってく ださいというのが今の仕組みですよ。それは 残る、残さないと補助金の積み上げの根拠が わからなくなるんです。どこが採択されてい るか、何が積み上げられたのかが見えない。 今までどうやって積み上げるのかがわかりま せん。それをやっぱりきちっと制度化しても らわないと、心配なのは、これがもしも必要 額の総額ですと言われて、「ああ、そうです か」と言われても、財源その中身の根拠がわ からない、いわゆる一般的な地方交付税交付 金的な積み上げ、第2の地方交付税交付金的 なものになるとすれば、要するに積み上げ根 拠がよくわからないということになれば、結 局あの事業は申請して、要件にも達して事業 をやろうと思っていましたという話をして も、「はい、それは一括交付金の中で見てお ります」と国が言ってしまえば、積み上げら

れた中身がわからないのであれば、そこに見てあるという形にしかとられないわけですね。交付税のときに、交付税の話の中で、県の皆さん方も随分苦労したじゃないですか。交付税で見てあります、地方交付税交付金で見てありますと言われたって、積み上げてないからわからない。見てあるといえば見てあるということですけれども、引き算していくと余らないという話になってしまって、結局第2の交付税みたいな話にならないかという部分を、全国知事会はきちっとわかっているんですかね。

○坂本企画課長 全国知事会のこの表現は、 現行と同額を確保するということを言わんが ための表現だと思っております。

試案によりますと、分配の基本的な考え方 としては、地方の安定的な財政運営に十分配 慮する、条件不利地域等に配慮した仕組みを 踏まえた配分とする、国の関与をできる限り 縮小するため客観的手法を導入する。この客 観的というのは、人口なのか面積なのかまだ はっきりしておりませんが、たぶん何かそう いう客観的手法を導入する、そして総額は一 括交付金の対象となる補助金、交付金等の必 要額により設定する、今の額、必要な額以下 にならないようにするというような意味だろ うと思います。そういうことが表現はされて おります。具体的にこういったことをクリア するためにどういう制度設計になっていくの かというのは、具体的にはまだ示されており ません。

○前川收委員 手放しで喜んでいってはいかんということを言いたいんです。財源根拠が見えない、今の話でいけば第2の交付税になってしまう、地方交付税交付金になる可能性が非常にある。面積要件とか何とかといったら、全くそうじゃないですか。我々が必要額だと思っている額がきちっと盛り込まれてい

るかどうかが確認できないやり方は、やめる べきだというふうに思っています。現に県 は、県の農業整備事業だったと思います、1 回交付金化してもらったですね、去年か一昨 年、交付金化しました。そのとき私は、交付 金化というのは非常に怖い、この予算はどれ とどれとどれとどれの事業に対して幾ら見て あって、総額幾らですと書いて交付金化する ならばいいと思うと。ただ一括で丸めて交付 金と言われてしまったら、総額が何が根拠に なっているのかわからなくなる。そうなった ら地方交付税交付金と同じで、我々は不足と 思っていても、国は必要額は見ておりますと 言われれば、主観が違うんだから、全部見て いますと言えば、向こうがやるわけですから それで終わりじゃないですか。見てもらって ないと言える根拠がなくなってしまうんじゃ ないですか。ですから、そこはやっぱり何 か、一括交付金はえらいよか話だというよう な誤解をしないように。やられ方次第では本 当に、例えば道路のいろいろ補助基準だけは 残して、厳しくちゃんと申請をさせて、採 択、不採択と言って、そして総額は丸められ て、道路の基準は認めて、工事はどうぞやっ てください、もしくは、いろんな事業をやっ てくださいと言われても、予算は見ておりま すと言われて、どこに見ているんですかと言 われたら、「ない」ということが、何か今ま で我が党政権下でもあった、これは交付税の 三位一体の改革のときもそうでしたね。総額 抑制というのが出てきて、市町村合併の特例 債で苦労したんですね。そういうことになる ような一括交付金であれば、少なくとも私は 反対です。

ですから、そこは、よかばかりの話じゃなくてきちんと検証していかないと、これは熊本県にとって大きな損害になる可能性があるということを指摘しておきたいと思います。 以上です。 ○早田順一委員 5ページで九州の動きと書いてありますけれども、1番下に、これ5月12日に九州市長会ということで、九州府の推進機構の準備検討委員会を設置ということで、先ほど2016年だったですかね、九州府を目指すということを言われましたけれども、これはその下に書いてありますけれども、知事会でも道州制についての討議をされておられますが、これはその知事会の中の議論を受けて、こういう市長会のこういった委員会ができたのか全く別なのか、基本的なことですけれどもちょっと確認したいんですけれども。

○坂本企画課長 市長会の動きにつきましては、我々は今のところマスコミ情報でしか得ておりませんで、申しわけありません、2016年までの九州府誕生を目指しているというような報道があったということで、ここに先ほど説明させていただきました。内容、経緯等については、すみません把握しておりません。

○早田順一委員 ということは、その九州知事会では、こういった2016年に九州府を目指すとか、そういった文言というのは出てきてないんですかね。

○藤川隆夫委員長 後で調べて教えておいて いただいても構いませんけれども。

○坂本企画課長 目標の年次は、どこかに設 定してあったかどうか調べて、後でお答えし ます。

○早田順一委員 要は、その九州知事会と九 州市長会がきちんとリンクをされているかと いうのを、ちょっとお聞きしたかったんです けれども。 ○藤川隆夫委員長 だれか、今のリンクして いるかどうかがわかる人はいますか。今の内 容でいくと、恐らくお互いわかってないんだ ろうなとしか言えませんけれども。

○早田順一委員 その辺はきちんと、やっぱり同じ九州内のことですから、お互いがやっぱり話し合いをしていかないと、何かばらばらの議論になってしまわないかなという思いがありましたので、ちょっとお伺いしました。

○藤川隆夫委員長 今のことは大事なことだ と思いますので、ぜひ連携をとりながらやっ ていってもらいたいと思います。

○堤泰宏委員 答えは、部長にお願いしま す。

私はこの前の一般質問でもちょっとお尋ね したんですけれども、埋蔵金とか国の借金。 その国の借金を、道州制にもし移行するとす ると、まあできんと思うけれども、どこが持 つわけかな。親方が借金して、子どもが何人 かいて、よし、おまえたちは独立して自由に やりなさい、そのかわり父ちゃんがつくった 借銭は、おまえたち皆で担いでいけ、そうい うことにならんようにせんといかんわけです よね。だから、基本的にそこ辺はこれは打ち 合わせておかんと、何かこれを見ていると国 の借金はゼロ、そして金のなる木が永田町に 何万本かあって、その金のなる木から出てき たお金は、道州制ができたら何州かにあげま すよというようなこれは中身ですよね。これ はマイナス面が全然出ておらんでしょう。

例えば福祉、きょうは福祉の方はおいでか知らんばってん、医療費が30何兆ですね。例えば熊本県は老齢化、65歳以上は25%、やがて30%になる、やがて40%になると。東京都は、そんなにならないですよね。これは道州制を敷いたら、これはものすごいアンバラン

スですよ。医療費を今のままに放置しておいて、もし道州制を敷いたとするなら九州とか北海道は、これは福祉倒れしますよ。そういうところは、これは全然載っておらんもんな。例えば、75歳以上で、医療費を10兆以上使っておる。70歳から75歳までで、4兆どしこ。それから65歳から70歳までで、また3兆。これだけで、65歳以上で18兆ぐらい医療費を使っていますよ。これは介護とか社会保障、生活保護が大体3兆、これ34兆には生活保護は入れておらん。生活保護が3兆何千億かな。ここを、まず議論せんとだめですよ。国の借金の責任の所在ですよ。農業協同組合法というのがありますね、これは農協も漁業組合も森林組合も……

○藤川隆夫委員長 そこまでになると、恐らくここで答えにくいと思いますよ。わかっている人がいればよかばってん……

○堤泰宏委員 わかっておるですよ、これは 財政課長あたりはわかっておる。

それで、農協とか森林組合が負債を起こして借金をつくった、成りゆかないようになった、これは理事の責任ですよ。現在の理事の責任、過去の理事の責任。だから国の借金は国会議員が全部連帯保証で面倒を見るとか、そこ辺にこれを入れんと、道州制になってから全部そこを道州に振り分けるというなら、これは成り立たないですよ。これは税制から根本的に検討せんといかんですよ。法人税はどこで徴収するか、国が全部徴収して今までの国の借金を国会議員が連帯保証人になって全部返済をしますとか、そこ辺をせんと、これは道州制なんか成り立たないですよ。部長、答えをしてください。

○藤川隆夫委員長 では総務部長、マイナス 面が全然書いてないということで今先生がお っしゃった部分を含めて、答弁できる範囲で .....

○松山総務部長 先生おっしゃったように、 やはり財源問題というのはこれは非常に大きい問題だと思います。この道州制論議の中でも、これは知事会でもかなり論議されていると思いますので、後ほど企画の方からお答えさせていただきたいと思いますけれども、やはりこの道州制問題のときの財源配分をどうするか、それともう1つ、いわゆる出先機関整理のところでも全く同じことでございまして、国の出先機関を移管するという話が必ず出てまいりまして、これは非常に重要な論点だと思いますし、それについてはきちっとした議論をして、その財源の分は明らかにしていく必要があると思います。

○河野企画振興部次長 企画振興部次長の河 野でございます。

私もこの前5月に、九州知事会に参加させ ていただきまして、出先機関の原則廃止の中 で業務をどう移管するか、受け皿をどうつく るかという話に大分議論がわいたわけなんで すが、全体的な方向として、移管してほしい という、すべきだという中で議論がなされて いて、御指摘の国の抱えている負債といいま すか、そういったものは私の知る限りではま だそこまで至らず、そこは一応国の責任に置 いておいて、その出先機関の業務なり中身を 極限まで精査しながら移管の方向に持ってい って、受け皿をどうするかというところは今 なされているかと思います。全体的な国と地 方のあり方とか、これはまた全体的な枠組み で議論されていますので、その中では、今の ところ私の頭の中で、どこでどう議論される かわかりませんけれども、今後必ずその議論 は出てくるかと思います。注視してまいりた いと思います。

○堤泰宏委員 もう1回。今、次長がおっしゃったように、まず財政ですよ。お金の問題を解決せんと、これは机上の空論ですよ。そういう会議をやること自体が無駄遣いですよ。そぎゃんところを会議で言うておいて。私の名前を出してよかけん。そして、これは、国会議員の連帯責任まで追及せんとだめですよ。1,000兆も借金をつくって、あとは知らないと、それは世の中は通らないですよ。

○藤川隆夫委員長 この件に関しましては、 よろしくお願いいたします。

○馬場成志委員 2ページですけれども、関西広域連合についてのヒアリング、意見交換会が3月24日に行われたということですけれども、これは詳しい内容の情報がありますか。

○坂本企画課長 実は今のところ、この第2 回のタスクフォースについての情報は、タイトルだけしか流れてきておりません、中身はわかりません。

ただ、今回、夏場に九州知事会の中で夏期 セミナーという勉強会をやることになっておりますが、その中で、このとき出席された関 西経済連合会の方をお呼びしようという計画 になっておりまして、関西の広域連合は今ど ういう状況で進んでいるのか、そういった話 を聞ければと我々も思っております。

○馬場成志委員 では、またそれは情報をください。

○濱田大造委員 地方分権改革についてお尋ねするんですが、民主党が唱えています地域 主権国家、これは地域の自己責任、自由裁量 がふえるということを意味すると思うんです が、そのひも付き補助金をなくして一括交付 金にする、そうしますと市町村の事務が非常にふえる、自由裁量の部分がふえる。そして正直、町村レベルになりますと、現在のひも付き補助金の現行の制度でも、事務処理能力がもう限界を越えている市町村があると思います。今後、市町村から県への委託という業務がふえていくと考えられるんですが、それについてどのように考えているか教えてください。

○小嶋市町村総室長 市町村総室の方から は、今の実態ということでお答えさせていた だこうかと思います。

今、先生がお話しされていましたように、 市町村においても近年たくさんの事務をそれ ぞれ国・県から移譲を受けまして、本当に事 務処理の状況としては大変厳しいものがある というふうに受けとめております。それで財 政面でもそうでございますけれども、人的面 でもやっぱり同じ課題を抱えているかと思っ ております。

それで、そういったものへの対応というこ とで、これまでは一応合併という形の中で規 模の拡大を図って、何とか事務処理対応がで きるような、そしてまた、それが地域のため になるような形の行政体制をつくろうという ことでやってきたところではありますけれど も、今般、合併特例法も改正されましたの で、今後は広域行政という新たな手法も、新 たな手法と言っていいかどうかわかりません けれども、これまでもありましたので、そう いう多様な選択肢も含めて、そうした新たな ニーズへ対応できるような体制整備につきま しては引き続き取り組んでいかなくてはなら ない状況になってきている、そんなふうに思 っております。状況は非常に厳しいものがあ るというふうに認識しております。

○濱田大造委員 つけ加えておきますと、一 括交付金で本当に、自由に使ってくださいと いう発想があると思うんですね。だから市町村によっては、ちょっとどう使っていいかわからない。だから実際に結果は、極端な話、民主党は市町村が責任を負いなさいという制度だと思います。それに対して、もし失敗したりしたらどうするのかというのを県は考えていかないかんと思うんですが、その辺は、地方から今どう考えているかというのをお聞きしたいんですが。

○馬場成志委員 ちょっと関連でいいです か。前段の質問ではかみ合っていたろう。市 町村が例えば権限が下りてきて仕事ができな くなって、逆に県の方に仕事を委託するよう な、そんな話だったんじゃないかな、俺の聞 き違いかな。

○濱田大造委員 そのとおりです。

○馬場成志委員 そこは、そんな厳しい状況 だと言ったけれども、どんな……。それ次第で今の話は出口に変わるでしょう。

○小嶋市町村総室長 先ほど申し上げましたように、そういう状況にあるのはもう事実だと思いますので、今馬場委員がおっしゃっておられましたように、今までの広域的な対応の中にも、たぶん垂直補完とか水平補完とか、そういう話も過去あったかと思いますけれども、やはりそれぞれの市町村間あるいは県と市町村の間におきましても、事務委託でありますとか、あるいは広域行政の手法である広域連合とか、そういう多様な手法をやはり検討しながら、全体として求められている事務処理に対応していくということになるのではないかなというふうに思っております。

今お話がございましたように、先ほども出ておりましたけれども、市町村の方でやはり補助事業等に対応していきます場合に、1つの基準、ルールというものが逆に固まってい

る場合には、比較的仕事の方は対応しやすいし、一定のレベルがやはり確保されるというメリットもあるかと思いますので、そういったものがなくなってと言うとちょっとおかしくなりますけれども、自主的にやるという形になった場合に、そういった1つの事業なりそういうものを企画するための人材の確保とか育成とか、そういったものも大事なことになってくるのではないかなというふうに思っております。

○馬場成志委員 だから、片方で再任用とかすることによって、プロフェッショナルが残っていただくことはいいけれども、新しい人材を入れないことでという、その新しい人材についていけない部分というのが少しあるかもしれませんよね。ただ、それでも合併効果で人はいらっしゃると思いますので、その辺、市町村のレベルアップというのは人事交流なり何なりやりながら上げていかないかんでしょうが。それと、仮に交付金がきて使いようがなかという話は、もしも人材がいないとするならば、さっき言うように人材確保とかそういったことをやらないかんでしょう。

○前川收委員 議論が混雑させていかんな。 それはそれとしながらも、だからそうならないように積み上げ方式で、一括交付金の額の根拠がわかれば、積み上げたときには欲しているから積み上げているわけだから、望んだものがきたのに使えませんなんていう話はあり得ないわけですから、技術的な話は別として、そうすべきだというのを私は言っているわけですよ。そうなりますよ。濱田委員が言ったように、何の金かわからん、幾らきたか。自分たちは申請も積み上げも何もしてないで、ただ交付金がおりてきた。それは、やはりおかしい。それは究極言えば減らされますよ。どんどん減らしていきますよ。要らない金をなぜやるかという、当たり前の話です

よ。要らないと思っている金を、やる必要は ない。どこの世界だって一緒です。だから、 積み上げることが要る金になるわけですよ。 熊本市にとって、この道路は絶対に必要だ、 これは国庫補助対象にしてほしい、だからこ れを一括交付金で見てくれという積み上げが ないと、その先にある、また戻ってきたとき の事務には反映されないということになると いうことですよ、さっき言った話にまた戻っ てしまいますけれどもね。だから、ちゃんと 財源根拠が積み上げられたものでない限りは 減らされるのを、たぶん減らされますよ、ど んどん減らされていくという流れに乗ってし まうということだと思います。だから、手放 しで喜ぶなと言っているのはそこですよ。そ こはちゃんと積み上げておかないとだめだと いうことですよ。

○藤川隆夫委員長 一括交付金に関して今さ まざまな意見が出ておりますけれども、前川 委員おっしゃるように、やはり積み上げ根拠 というのは私も必要だというふうに思ってい ます。その部分に関して、国の方がなかなか 内容に関してまだきちっとした説明等もして ないみたいな部分があるかというふうに思い ますので、国からの情報をやはりもうちょっ ときちんと取ってもらうということが1つ大 事になってくるだろうというふうに思ってお りますし、また先ほど出ておりました熊本市 と県との関係の問題、もう1個あったのがマ イナス面ですね、一括交付金を含めてこのマ イナス面の部分、このマイナスのお金まで引 き受けるのかという話もありましたので、こ の部分の問題もやはり明らかにしていく必要 があるというふうに考えておりますので、こ の部分に関していろんな情報入り次第、各委 員にまたお知らせいただければというふうに 思っております。

○溝口幸治委員 国の出先機関の廃止につい

て、総務部長なのか市町村総室長なのか、ど ちらかお答えをいただきたいと思いますが、 大きな流れでいくと、地方に移管できるもの は移管をしていく、国で無駄なものは削って いくというのはよく理解ができるんですが、 大きな話はわかりませんけれども、例えば私 の地元の人吉、球磨に置き替えるときに、国 の出先機関やあるいは行政がやっていた仕事 が、何十年かの間にどんどんなくなっていく んですね。例えば、高速道路が開通するとき には、道路公団があって、それなりのよそか ら入って来る人もいた。しかし、高速道路が 開通して道路公団も引き揚げていく、あるい はNTTも再編されて、NTTも人吉の会社 はなくなっていく、あるいは国営川辺川利水 事業で、農水省も事業の休止とともに引き揚 げていくと、1年に何百人もの人がいなくな ってくるわけですね。今度は川辺で国土交通 省川辺川工事事務所もどうなるかわからんと いったときに、これは身近な話ですけれど も、例えば幼稚園や保育園の子どもが何十人 も一遍に転出して行ってしまったとか、人口 が減ってしまった、そのためだけにアパート やマンションを建てていた不動産屋さんやい ろいろな人たちが、老後のために建てておっ た人たちも、そっくりそのままそこが空いて しまったとかいうような現象が、実は地方で 起こっています。一方で国の出先機関を廃止 していく、地方に移管していくという流れは わかりますが、本県がそういったものを進め たときに、私の場合は今、人吉、球磨地方の ことしか話をしませんでしたけれども、熊本 県全体でそういう出先機関があると思うんで すが、これを進めていったときに熊本県内の それぞれの地域でどういう影響が出るのかと いうものは、やっぱり1度検証していく必要 があるんだろうと思います。何も出先機関の 廃止をだめだという議論じゃなくて、やっぱ り光と陰という部分があって、それらによそ から安定的に人が入ってきて人口も保ってい って、それなりの経済効果もあるという事実もありますので、そこは、それぞれの地域、ほかの地域も含めてきちっと検証しておいて、その地域経済に与える影響とか、そういったものもどこかで加味しながらこの議論をやっていく必要があるというふうに私は考えますが、皆さん方はどう思われるのか教えていただきたいと思います。

○藤川隆夫委員長 全体的なことだけれど も、部長、次長どなたが答えますか。

○河野企画振興部次長 我々こういう分権と 同時に、企画振興部ですので地域振興も所管 しておりまして、今いろんな動きの中で、政 令指定都市も絡めて県内を今後どういうふう に振興していくかというのは一般質問でもあ ったことでございますけれども、私どもも今 のいろんな動きの中で、県土のいろんな地域 ごとの課題、そういったものを把握しなが ら、今後の進行方向の模索を始めているとこ ろでございます。

今、御指摘のあったように、熊本は非常に 公務員が多いということで、熊本市内にだい ぶ頭がいきつつありまして、今御指摘のよう に各地に機関が分散しているところもありま すので、今申し上げたようないろんな取り組 みの中で、そういった視点も加味しながらさ せていただければと思っておりますので、よ ろしくお願いいたします。

○藤川隆夫委員長 ほかにはございません か。

(発言する者なし)

○藤川隆夫委員長 ないようですので、それでは続いて政令指定都市関係の質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

○前川收委員 政令市の説明を受けまして、 今年度内が山場だなという感じがいたしてお ります。特にさまざまな権限移譲について は、今年12月ぐらいまでに事務権限の移譲に ついて基本協定を結びたいというような思い を持っていらっしゃるということがわかりま した。

それで、皆さん方にぜひしっかり頭に置いておいていただきたいのは、熊本県は熊本県全体県民の幸福の増大のために頑張るという前提でおります。あたりまえです。熊本市はどうするのか。熊本市は、市民以外の県民の利益とどちらを優先なされるのかを1回聞いてみたいですね。というのは、政令市になるということを推進してきた背景には、熊本県全体が底上げできますよという話があったわけですね。つまり、熊本市が政令市になることによって、熊本県がよくなるということだったと思います。熊本県が悪くなるんだったら、私は反対します。反対したはずです。熊本県がよくなるという前提でなければならないはずの、政令市の話であります。

大事なことは、法定事務も含めてですけれ ども、さまざまな事務を移管しなければなら ないという法律になっているもの、任意のも の、いろいろあると思います。移管された後 にどう運用されていくのかという部分がきち んと検証されていないと、事務権限はいただ きましょう、しかし、運用はこれまでの熊本 市のやり方でやりますという話になったら、 熊本県の利益にならない可能性があるという ことです。おわかりですか。県民全体を見て きた熊本県のやり方と、熊本市だけを見てき た熊本市のやり方は、今までも違っているわ けですね。権限をやるから、権限移譲するか ら、いただいた権限については従来の熊本市 のやり方でやらせていただくという話であれ ば、やらない方がいいですよ。それ以外のと ころは、熊本県は損をします。その辺のとこ ろをきちっと明らかにしていただかないと、 メルクマークの1つとして県と市の意見が一 致していることという部分がありますし、県 議会の議決も必要みたいですから、そこは徹 底的に検証させていただきます。

そして、政令市ができたことによって事務 権限移譲が行われ熊本市民が喜ぶのはいいで す、当然です。県民も喜ぶ、よかったという 結果につながらないならば、私は政令市移行 は1人でも反対しようかと思っています。そ こは非常に大事な部分で、熊本市のための政 令市じゃない、熊本県政のための政令市だと いう意識づけを、権限移譲のさまざまな事務 の中で、お1人お1人の職員の担当者の人た ちが当たっていらっしゃると思いますけれど も、その意識を持って当たっていらっしゃる かどうか、まずこの点についてお尋ねいたし ます。

○小嶋市町村総室長 私ども市町村総室でこの仕事を担当しておりますけれども、今先生がおっしゃいましたような認識と全く同じ認識で取り組んでおります。

それで、熊本市も、私も4月に参りまして、先方の事務方ともいろいろ意見交換等も させていただいておりますけれども、認識は 同じだというふうに私も感じております。

それで、この熊本市が政令市になる、その 政令市効果というものを、やはり県下全域に 最大限に波及させる、この仕組みを目標とし ておりますのが24年ということになっており ますので、この2年の中で具体的にやっぱり 削り出していかなくちゃならないという認識 をまず持っているところでございます。

それと、先ほど先生おっしゃっておられました権限移譲につきましても、残っておりますのがあと70数本ございますけれども、それらにつきましてもそれぞれ県の方で、県下全域を対象にしながら取り組んできた仕事もございますので、その辺のところにつきましても、県下全域とのバランスとか、そういったものも念頭に置きながら取り組んでまいりたい、そんなふうに思っているところでござい

ます。

○前川收委員 ことしいっぱいが山ですよ。 基本協定が締結されてしまった後にぶつぶつ 言ったって、もう仕方なくなりますよ。こと しいっぱい、この中で皆さん方が事務権限移 譲の事務に当たっていって、その内容につい て、果たしてこれは熊本県全体のプラスにな るかどうか、そこをしっかり検証させていた だきます。ならないようであれば、これは基 本協定は結ばなければいいわけですから。24 年4月に政令市移行になるとまだ決まってな い話ですから、域内の先生方には悪いんです けれども、決まっていません。その前提でや ってください。以上です。

○高野洋介委員 確認させていただきたいんですけれども、政令市になって熊本市の人たちは、県民税は熊本県に払われるのか、そこを1点確認させてもらいたいと思います。

○出田税務課長 政令市の移行に当たって、 税制上のいわゆる課税権が変わったりとか徴 税権が変わったりということはございませ ん。

○濱田大造委員 事務の移譲の協議を今進め ているところですが、将来的に熊本県の予算 規模というのはどのくらいまで下がるんでしょうか、教えてください。

○小林財政課長 財政課でございます。まさに今、事務権限がどの範囲で移譲するかということを検討しておる段階でございますので、この段階で幾らまで下がるということは予断をもって申し上げる時期にはないのかなと思っておりますが、確実に仕事が市にいく分がございますので、その分は減ってくるのかなというふうに思っております。

○松田三郎委員 ちょっと細かい話で恐縮で すけれども、資料の24ページで教育政策課長 にお尋ねします。

参考資料の5ページですね、県費負担の教職員の任免。たしか私が以前お伺いしたときに、政令市に移行した場合には教職員を市独自に採用できる、ただ技術的にノウハウ云々があるので、暫くは合同でやるかもしれないというような話でございました。

新規に採用する方はそれでもちろん結構ですけれども、今も現役の教職員の場合は、それもある時点で希望を取って、この人たちは市採用の教職員、この人たちは県採用の教職員というような時期がくるんだと思うんですけれども、その点が1つですね。

もう1つは、負担割合がちょっと変わって なんぼかちょっと忘れましたけれども、市採 用の教職員に対する給与の場合は、今まで県 が負担した部分の割合をその分市が負担する ということになるのか、その2点をちょっと 伺います。

○松永教育政策課長 教育政策課でございま す。

まず第1点の人事交流、人事異動の件ですが、現段階ではこの先、本籍熊本市あるいは残り熊本県というのをどうするかというのは、熊本市と市の教育委員会ともう少し協議して、そのあたりの具体的な運用は決めていくことになると思いますが、県としては県全体の利益のためには公平性ということで、人事交流は引き続き必要だと考えています。

2点目の給与についてですけれども、これは市の任命になりましても法律上県の負担です。これは今の法律の制度で、熊本市が政令市になった場合に任免権は委任しますが、給与の負担は県が行います。

○松田三郎委員 最初の方ですが、人事交流 はもちろん結構なことですけれども、どこか の時点でその身分といいますか、給料が同じ 県から出るから、国から出るから一緒で、余 り弊害はないのかもしれませんけれども、身 分として市の教職員でも県の教職員になって も、一定の整理が必要なんじゃないかと思う んですよ。

○松永教育政策課長 これは政令市になった 時点で、その勤務校によって、その時点では もう熊本市のいわゆる任命ということになり ますが、これは岡山であるとかあるいは新潟 であるとか、いろんなところで現実に、昔か らの政令市とかそういうところ等はいろいろ 状況がありまして、制度上は仮に24年に熊本 市が政令市になれば、その時点で熊本市内の 小・中学校の先生にその時点で、任命権自体 は熊本市に移譲されるわけです。ただ、その 後、熊本市以外の市町村とその小・中学校の 先生がどれだけ交流をするのか、人事交流を するのか、これについて今後の協議というこ とになります。

○松田三郎委員 24年の時点で、例えば、本籍とおっしゃいましたが、熊本市内の本籍の先生がたまたまどこか郡部に出て行った、逆のケースもあるでしょう。24年の時点で、これで今市内に勤務の先生は異動はしないだけですよ、たまたま本籍が熊本市でも、郡部に出ていた人はあちこち異動してもらいますよということはあり得るんですか。

○松永教育政策課長 まさに、そこが、ここ 1年で熊本市と県の間でどういうルールで広 域交流を行うか、話し合いをするということ でございます。

○前川收委員 県は、高校は余りないかもしれん、新任のときは過疎地研修みたいな感じで、ちゃんと規約にあるのかルールになっているのかどうか知らんけれども、一般的に早

く入った若い先生方は、天草の離島に行くとか阿蘇に行くとか……まあ場所を言ってはいかんですけれども、球磨郡の松田先生のところに行くとか、そういう僻地の方に1回行って仕事をして、また帰ってきてというのをやるじゃないですか、それがなくなるようなやり方はやめたがいいですよ。もうそれは垣根をつくる必要はないですよ。それは、たまたま熊本市の学校にいるときは熊本市の職員でいいけれども、政令市になったからといって、そこでいろんな垣根をつくる必要はないでしょう。

○松永教育政策課長 確かに自治体間の広域 交流というのは法律上は可能でありますし、 現時点で確かに前川委員がおっしゃるよう に、新規採用で3年たてば、いろんなほかの 管内に異動するというルールを現在はやって おります。それを引き続き24年度以降もやれ るかどうかというのは、まさに熊本市との協 議を経ませんと……。まだ何とも確定はして おりません。

○前川收委員 だから、そういうことを、私がさっきの意見で言ったわけですね。そういう全体の話をきちっと見極めていきますよと。そういうことがない限り、我々だって議決権はあるんだから、政令市になると決まってはないという部分はそういう意味ですので、しっかり協議してください。以上です。

○濱田大造委員 2年後に政令市になるとして今いち、今システムの話ばっかりしていましてね、県民に対してもしくは熊本県にやって来るお客さんに対して、それならどういう新しい熊本県になるのか、一言で言うキャッチコピーとかイメージづくり、非常にソフトな面になってくると思うんですが、そういう戦略というのは県はどう考えておるんでしょうか、お聞きしたいんですが。

○坂本企画課長 全国に対して情報発信をどうしていくかという問題につきましては、今タイミングが新幹線の全線開業のタイミングを控えておりまして、そちらの方で関西戦略であるとか首都圏戦略ということで、イメージ戦略を展開しています。

それと、先行して政令市になった各県の調査をしていますと、政令市になったというイメージアップ効果が非常にあるというような結果が出ておりまして、そういった意味も含めて、その政令市になるタイミングも非常に重要な時期だと考えております。そういうことで、新幹線全線開業そしてその次の政令市というようなタイミングをとらえて、全国的に発信をしていくものだろうと思っていますが、当面、新幹線で一生懸命PR作戦をやっておるところです。

○濱田大造委員 県の内外に対しまして、やはり行政の方々が、こういう町、こういう県なんですと強くアピールしていく必要がある、今以上にあると思います。それは非常に難しい作業なんですが、やっぱり目的意識を持ってイメージづくりをしないと、例えば細川元総理が昔知事をやられたときに、田園都市構想ですかね、があったと思うんですが、それに似たようなことを新潟市がやって、何となくイメージを、新潟市というのは大いなる田園都市、田舎の政令市なんだと、他県人にも非常にわかりやすいと思うんですが、県のイメージをぜひつくっていってください。

○堤泰宏委員 私は政令指定都市のえらい詳 しいことはわからなかったんですけれども、 教職員のことですが、あれの採用、試験、こ れは熊本市がもし政令指定都市になったとし たら、熊本市は熊本市で採用して郡部は郡部 で採用すると……八代市あたりは郡部ではな いですけれどもね。私は、そっちは大賛成で すね。というのが、今は阿蘇郡出身の学校の 先生なんというのは通らんですね。熊本市内 では学習塾がいっぱいあるけれども、阿蘇郡 では学習塾がないものだから、教員の採用試 験になかなか合格せんですよ。だから、前か ら意見を述べたいと思っていたけれども、こ れはいい機会ですよ。郡単位に教職員を採用 する、そこまで踏み込んだらいい先生ができ ると思うんですね。というのが、東京あたり の方が熊本の教職員に生活のために、学校の 先生になると生活は安定するから、教職員に 合格しますよね。そうすると、生まれ育って いないところのいろんな事情がわからないわ けですね。そして、その人たちが高森の山の 中の学校の先生になってきても、まず高森に 住まないですね、大津あたりに住んで車で通 って来る。そして、なるべく早く学校を離れ たいんですね。それは学校におれば、いろん な地域の相談事とか子どもの問題がふりかか ってくるわけですね。だから高森に勤務した なら、とにかく町を1分でも早く出たい、こ れが本音ですよ。だから私は、これは政令指 定都市というのがどういう内容かわからんけ れども、学校の先生も熊本市は熊本市で採用 すれば、郡は阿蘇郡の先生は阿蘇郡で採用し てもらって、人事交流は自由にした方がいい ですね。小林課長が国から来ておられるよう に、それはもう交流はいいですよ。採用は別 ですと、その辺の意見をちょっと述べていた だきたいですね。小嶋室長は、ちょうど阿蘇 の御出身ですから。

○松永教育政策課長 教育政策課でございま す。

政令市になれば、堤委員がおっしゃるように確かに熊本市としての教員の選考考査は、独自にやることは可能です。それがいつの時点で具体的にどのようにやるかというのは、県と市と十分打ち合わせの上、合同でやるのかあるいは別々にやるのか、これからの協

議、話し合いと考えております。

○堤泰宏委員 ぜひひとつ、お願いします。 別々がいい。熊本市の教職員の試験は、かな り難しいですよ。先生は、えらい難しくなく てもいいもんな。小学校の先生は子どもを教 えるのに、そんなに難しい勉強をせんでも大 丈夫です。よろしくお願いします。

○九谷弘一副委員長 ちょっとお尋ねします。私は宇土市選出でございまして、富合町は福島県政のときに宇土都市圏に入ってきて、宇土都市計画区域に入っているわけであります。これが政令都市になったときに、熊本市になったときに、宇土まで引っ張りこまれて市街化調整区域に変わっていくということは大変なことでありますから、どこかで縁を切らなければならない時期がくるわけであります。そこで、その時期はいつごろを県はお考えなのか。

それともう1点。先般の新聞に載ったかもしれませんけれども、富合は熊本市に合併当初から4集落は宇土へ分町をしていきたいという意向が非常に強かったわけであります。 集落ごとにそれをすると、アンケートですけれども、恐らく70%程度は宇土に来たいという希望が非常に強い。任意という言葉を使わせていただきますと、宇土に編入していきたいという方が多いということであります。これは熊本市議会の対応になってこようかと思いますけれども、県としてその辺の分町はどのようにお考えになっているのか。4集落だから、人口的には1,000名ちょっとぐらいになろうかと思います。

その2点について何かわかっておるところがあったら、教えていただきたいと思います。それがないと、その分町を認めたときに市街化調整区域を早く、富合が放したときに、後から入られるときに、また宇士都市圏に入れるということは大変な手間隙がかかる

わけですから、それが認められるなら、そこまで線引きを入れた中で、富合さんさようならという形にせざるを得ないのかなという思いがいたしておりますので、お聞きしたわけであります。

○小嶋市町村総室長 まず、先生が旧富合町 の一部の4地域とおっしゃいましたけれど も、熊本市への合併に際してそういう話があ ったということは、私も聞き及んでおります けれども、もう合併が一応終わっております ので、そうした形の中で1つの基礎自治体か らまた新たにその一部が、例えば宇土市にお 入りになるというようなやり方というのは、 自治法の中では境界変更しかないのではない かなというふうに思っております。境界変更 ということになりますと、それぞれ関係市町 の議会の議決が要るという形になりますの で、そういう合意が形成されればの話ではご ざいますけれども、ハードルとしてはかなり 高いのではないかなと、そんなふうに思いま すけれども、方法は境界変更になるのかなと いうふうに思っております。

○九谷弘一副委員長 宇土の方は、議会はすっといくと思うんですよ。熊本市だったものですから。それが決まらんと、都市計画区域の線引きをどこにするか。後からまた入ってこられたときに、何で残しておかなかったのかと言われると困るものだから、線引きを決めるときにその辺はきちっとやっておかないといかん。それが並行していくものだから。できなければ途中で切らないしですね。

- ○藤川隆夫委員長 ほかにありませんか。 (発言する者なし)
- ○藤川隆夫委員長 では、これで質疑を終了 いたします。

次に、議題3閉会中の継続審査について、 お諮りいたします。 本委員会に付託の調査事件については、審 査未了のため次期定例会まで本委員会を存続 して審査する旨、議長に申し出ることとして よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○藤川隆夫委員長 御異議なしと認めます。 その他に入りますが、何かございませんで しょうか。
- ○堤泰宏委員 先ほど質問した件ですけれども、道州制の会議に必ず国の借金の問題、これを1番に取り上げるように、これはぜひ約束してください。これは無責任ですよ。金の問題には触れないで、そぎゃんこと言っても何にもならん。いいですか。
- ○河野企画振興部次長 ここの全国的な枠組 みの話につきましては、やはり全国知事会の 中で、国と対峙しながらやっていくことにな りますので、その辺のことは知事会の方とも いろんな論点も踏まえながら対応してまいり たいと思います。
- ○堤泰宏委員 いやいや、論点もへったくれ もないたい。まず金の問題を議論せんと、こ れはどぎゃん議論しても途中で壊れますよ。 最後は、1,000兆もある借金をだれが負担す るかということになるわけでしょう。だか ら、これは最初に解決しておかないとだめで すよ。
- ○藤川隆夫委員長 そういうことで、国に対 して河野次長、よろしくお願いいたします。

それで、実は私の方から。5月10日に鹿児島の県議会で、九州沖縄未来創造会議の第3回目の会議が開かれました。そこに私は出席いたしましたので、その内容を少しお話しさせていただきます。

もともと、この会議自体は国主導ではない、地方の視点に立った道州制を含む国、地

方の将来のあり方について情報及び意見を交 換することを目的として、九州沖縄未来創造 会議が昨年設置されています。先ほど申しま したように、5月10日に3回目が行われまし た。

以前の会議については、前川議員、西議員 が本委員会で概要報告されております。

今回の会議では、道州制に関しての各県の 理解や取り組み姿勢には温度差があって、議 論が全くかみ合っていないという状況であり ました。

佐賀県、福岡県は積極的に検討・推進して いくという意見表明がございました。大分 県、宮崎県、鹿児島県は、慎重な姿勢が見ら れました。長崎県は中立的な立場、沖縄県 は、1県で単独州としての立場を申されてお りました。

ただ、この会議に出られた各県とも、分権 の受皿となる市町村の強化、市町村合併の検 証の必要性については、各県共通の認識を持 っておられました。

実は事務局の鹿児島県から、これまでの状 況を取りまとめた上、8月に沖縄県で開催さ れる議員交流大会に中間報告し、次回の議長 会議に提言したいとの意向が表明されており ましたが、私の意見としては全体の意見の取 りまとめができるような状況ではないので、 中間報告程度にとどめておくべきではないか ということで、今考えております。

ということが5月10日にあったので、一応 報告をさせていただきました。

それでは、これで第18回道州制問題等調査 特別委員会を閉会いたします。

午前11時40分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により

道州制問題等調査特別委員会委員長

ここに署名する